# 市役所からのお知らせ



案内

## 年度末は窓口業務が混雑!早めのお手続きをお願いします

市民課 戸籍係 ☎22-3135 655-3135



窓口での各種手続きや証明 書発行では、免許証などによ り本人確認をすることが、法 令により義務付けられていま す。必ず、本人確認ができる 書類をご持参ください。

ま す 通 明 に 続 務 す 常書 きに 利 る異  $\mathcal{O}$ がの  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 用 非た 交付 数 月 時常 !をも 及び日 での 動及び各種 倍 初 3 自間 لح 月 1動交付第 め つ が 混 な に末 蒔 か 年 入転 雑 き 1) かか か が、 手 時 機 1) 証出けら

### 本人確認書類

#### 1つ見せていただければ確認できる書類 (国または、地方公共団体の機関が発行した写真付きのもの)

▶運転免許証▶パスポート▶身体障害者手帳▶療育手帳▶在留カード▶特別永住者証明書▶住民基本台帳カード(写真付き)▶精神障害者保健福祉手帳(写真付き)など ※上記を1つご持参ください。(コピー不可)

#### 2つ以上見せていただければ確認できる書類(公的機関が発行した書類)

▶健康保険証▶後期高齢者医療被保険者証▶介護保険被保険者証▶共済組合員証▶年金 手帳▶年金証書▶恩給証書▶住民基本台帳カード(写真のないもの)など ※上記の書類(原本)を2つ以上ご持参ください。

※印鑑登録証を兼ねた「阿蘇市民カード」の紛失が増えています。阿蘇市民カードの即日交付は、手続きの際、写真付き公的身分証の提示が必要です。また、実印を持参いただいても阿蘇市民カード(更新されていない方は印鑑登録証「旧手帳」)をご提示いただかないと、証明書発行はできません。

※「旧手帳」をお持ちの方は、阿蘇市民カードへの切り替えを推進していますので速やかな 更新にご協力をお願いします。

日本医療機能評価機構認定病院 (病床260床) 阿蘇温泉病院 ☎0967-32-0881

内科・整形外科・リハビリテーション科・小児科・腎 泌尿器科・耳鼻咽喉科皮膚科・眼科・歯科・産婦人科・内視鏡検査・緩和ケア相談・健康管理センター

受付時間 7:00~12:00、13:30~17:00 診療時間 8:30~12:30、14:00~17:30

ホスピス緩和ケア病棟・透析センター 桃花水

**2** 0 9 6 7 - 3 2 - 5 2 5 0

要支援・要介護者を支援する 入所125床・通所リハ(70人) 介護老人保健施設 愛・ライフ内牧

**7** 0 9 6 7 − 3 2 − 5 5 1 1

阿蘇五岳が一望できる 食事・天然温泉付き施設 (定員50人) 社会福祉法人 蘇峯会 ケアハウス

施術前後で 源泉掛け流し温泉が利用可能 あそ整骨院

7

**7** 0 9 6 7 - 3 2 - 3 9 5 5

医療法人社団坂梨会



保

## 国民健康保険高齢受給者証の負担割合が 4月1日から変わります

ほけん課 国保・年金係 ☎22-3145 655-3145

新しい

## 国民健康保険被保険者証を 郵送します

現在お持ちの国民健康保険被保険者証の有効 期限は平成26年3月31日までとなっていま す。平成25年度第10期分までの全ての国民 健康保険税の納付がお済みの世帯には、4月以 降お使いになる新しい被保険者証を簡易書留 (※配達の際に受け取りサインをいたで3月の下旬に郵送するだかなければお届けできない郵便) 予定です。

70歳以上の方は高齢受給者証も併せて郵送 します。

### 保険料の納付が

まだお済みでない方は早急にお願いします

郵送手続き終了後の納付の場合は窓口での交 付となりますので領収書をお持ち下さい。

納期限までに納付することが困難な方には随 時納税相談を行っています。お早めにご相談下 さい。(すでに納税相談をされ、計画的に納付 されている方は、従来通り納付後に窓口で短期 の保険証を交付します。)

#### 【納税相談】

税務課☎ 22-3148 ほけん課☎ 22-3145

割合は、 う新たに70歳になる人から (担となってい 平成26年3月までは これが、 国の特例措置 平成26年4月 、ます。 によ 1 割

準額 ※医療機関などにかかる場 更になることがあります。 合は必ず保険証と高齢受 を超えた場合などは変

は、 (ただ に70歳以上になっている人 ŧ ず。 1 割負担のままです。 本来の2割負担 平成26年3月まで 年間の収入が

74際の人に交付される

医療費の自己負担

保険に 受給

加入する70

者

証

は

玉

民

有 ため、 効期限となっ 7月31日まで なお 8 月 示してくださ 者証を一 緒に窓口

現役並み所得者は3 す に負担割合を判定し 高齢受給者証は毎年 4月以降も同じ



## 市役所からのお知らせ 🗼



廃車

#### 廃車手続きはお済みですか? (軽自動車税関連)

税務課 市民税係 ☎22-3148 655-3148

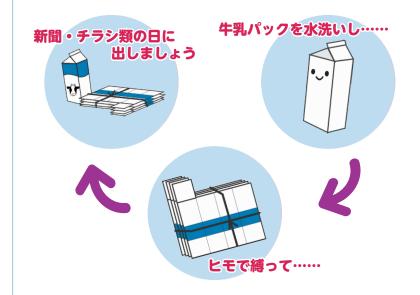
車種	手続き場所	手続き時に必要なもの
<b>原動機付自転車</b> (125cc 以下)	市役所税務課  ☎ 22-3148	<ul><li>▶使用者・所有者の印鑑</li><li>▶ナンバープレート</li></ul>
<b>小型特殊自動車</b> (農耕用・その他)	内牧支所 <a href="#"> □ 32-1111</a>	▶車名、車体番号、年式 がわかるもの
軽三輪車・軽四輪車 (660cc 以下)軽二輪車 (125cc 超 250cc 以下)	熊本県軽自動車協会 熊本市東区東本町 16番3号 ☎ 096-369-7920	左記にお問い合わせ ください
<b>二輪の小型自動車</b> (250cc をこえるもの)	九州運輸局熊本運輸支局 熊本市東区本町4丁目14番35号 ☎050-5540-2086	左記にお問い合わせ ください

お手続きをお願いします。 車両を廃車されている場合は、 課税されます。 自動車税は毎年4月 3月末までに

71日現在の所有者に

## 4月から牛乳パックの回収を始めます

市民課 生活衛生係 ☎22-3135 655-3135



**新聞・チラシ類**の回収日に合せて回収しま め資源物として収集します。 効活用を推進し、処理費用の節減を図るた で切り開き、ヒモで縛って出してください てRDF処理されてきましたが、資源の有 牛乳パックは軽く水洗いし、 これまで牛乳パックは、 の回収を始めます。 燃料化ごみとし はさみなど

皆さまのご協力をお願いします。